

株式会社技研 確認検査業務手数料規程

平成 23 年 8 月 1 日	制定
平成 25 年 5 月 1 日	改正
平成 26 年 9 月 1 日	改定
平成 27 年 6 月 1 日	最終改定

(主旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社技研確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社技研が実施する確認検査業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第38条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき別表第1から別表第5に掲げるとおりとする。

(手数料の減額)

第3条 業務規程第39条第5項に規定する確認検査の手数料の額は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減額することができるものとする。

- (1) 別添「株式会社技研確認検査業務規程による減額にかかわる事項」による場合。
- (2) その他別に定める場合。

(手数料の収納)

第4条 業務規程第39条第4項に規定する一括の納入等別の方法は、売掛とし、当月末締切、翌月支払とする。

附 則

この規程は平成27年6月1日から施行する。